

令和8年度寒河江市児童生徒就学援助費交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、経済的理由によって就学が困難と認められる児童生徒及び就学予定者の保護者の経済的負担を軽減し、もって義務教育の円滑な実施に資するため、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条に基づく必要な援助として、児童生徒就学援助費（以下「就学援助費」という。）を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年市規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 就学援助費の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、本市に居住する児童生徒又は就学予定者の保護者及び本市が設置する学校に在籍している児童生徒又は就学予定者の保護者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護を受けている者（以下「要保護者」という。）
- (2) 要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者として、別表第1に定める認定基準に該当するもの（以下「準要保護者」という。）

(交付対象経費及び交付額)

第3条 就学援助費の交付の対象となる経費、交付額及び交付時期は、別表第2のとおりとする。

(交付申請)

第4条 就学援助費の交付を受けようとする児童生徒（中学校への就学予定者を含む。）の保護者は、規則第5条の規定にかかわらず、就学援助費に係る児童生徒認定申請書（様式第1号）又は就学援助費（入学準備金）に係る認定申請書（中学校入学用）（様式第2号）に必要な書類を添付し、児童生徒等の在籍す

る学校長を経由して寒河江市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に申請しなければならない。

- 2 学校長は、前項の申請書を受理したときは、意見を付して速やかに教育委員会に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定による申請をした保護者は、申請事実について、学校長及び教育委員会が調査を行うときは、これに協力しなければならない。

（小学校への就学予定者の交付申請）

第5条 小学校への就学予定者の保護者が就学援助費の交付を受けようとするときは、就学援助費（入学準備金）に係る認定申請書（小学校入学用）（様式第3号）に必要な書類を添付し、教育委員会に申請しなければならない。

（認定）

第6条 教育委員会は、第4条の規定による申請があったときは、審査を行い、その結果を就学援助認定通知書（様式第4号）、就学援助審査結果について（様式第5号）又は認定審査結果通知（入学準備金）（中学校入学用）（様式第7号）により学校長を通じて保護者に通知するものとする。

- 2 年度の中で申請（就学予定者に係る申請を除く。）があり、これを認定する場合においては、当該申請月の初日分からを交付の対象とする。ただし、児童扶養手当法第4条に基づく児童扶養手当の支給を要件として認定する場合においては、児童扶養手当の支給が開始される月の初日分からを交付の対象とする。転入学による場合は、当該申請月における当該児童生徒の学籍発生日からを交付の対象とするものとする。
- 3 教育委員会は、第5条の規定による申請があったときは、審査を行い、その結果を認定審査結果通知（入学準備金）（小学校入学用）（様式第6号）により保護者に通知するものとする。

（申請事項の変更）

第7条 前2条の規定による認定を受けた者は、申請した内容に変更があった場合又は年度途中で世帯の経済状況の好転、児童生徒の除籍等により就学援助の認定基準を欠くこととなった場合は、遅滞なく就学援助申請事項変更届（様式第8号）を、第6条の認定を受けた者は児童生徒が在籍する学校長を経由して、前条の認定を受けた者は、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は教育委員会に提出しなければならない。ただし、要保護者になった旨の変更である場合は、福祉事務所長からの通知により提出があったものとみなす。

（認定の取消し）

第8条 学校長は、前条に規定する届出を受理したときは、速やかに教育委員会に提出しなければならない。

- 2 第4条第2項及び第6条第1項の規定は、第1項の届出について準用する。
- 3 教育委員会は、第2条に規定する基準に該当しないことが判明した場合は、必要に応じて弁明の機会等を付与し、認定を取り消し、既に交付した就学援助費の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（就学援助費の交付）

第9条 就学援助費の交付は、児童生徒の保護者及び就学予定者の保護者の口座への振込により行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、児童生徒に係る医療費は、医療機関に支払うものとする。
- 3 学校長は、修学旅行及び校外活動終了後に、修学旅行に関する報告書（様式第9号）及び準要保護児童生徒就学援助費に係る校外活動に関する報告書（様式第10号）に必要な書類を添付し、教育委員会に提出しなければならない。
- 4 学校長（中学校に限る。）は、クラブ活動費に関する報告書（様式第11号）に必要な書類を添付し、教育委員会に提出しなければならない。

- 5 教育委員会は、第3項の報告書を基に修学旅行費及び校外活動費を、前項の報告書を基にクラブ活動費を算定するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。